文化財の防災の取組みに関する調査研究 -文化財の防御システムの実態について-

Development of Ubiquitous Security System for Cultural Properties - Investigation into the Actual State of Disaster Defense System for Cultural Properties -

○金玟淑¹, 崔 青林¹, 朴 ジョンヨン², 谷口 仁士¹ Minsuk Kim¹, Qinglin CUI¹, Jungyoung PARK² and Hitoshi TANIGUCHI¹

1立命館大学 歷史都市防災研究所

Institute of Disaster Mitigation for Urban Cultural Heritage, Ritsumeikan University ² 立命館大学大学院 理工学研究科

Graduate School of Science and Engineerring, Ritsumeikan University

In late years, the damages of cultural properties by human-made disaster (for example, the arson, stealing, and so on) and by animal (raccoon) in the Japanese Buddhist temple and Shinto shrine increase year by year. However, the conventional disaster mitigation for cultural properties in Japan focused on protecting them from natural disaster, the defense system such as security system entrusted their owner. Therefore, the purpose of this report is to clarify the actual state of the disaster defense system for cultural properties by carring out the questionary survey for the owner of the Japanese Buddhist temple and Shinto shrine to build higher defense system of the future comprehensive cultural properties protection.

Keywords : cultural properties, human-made disaster, stealing, disaster defense system, security, questionary survey

1. 研究の背景及び目的

近年、文化財建造物の放火や美術工芸品の盗難被害が 年々増加しており、その対策も求められるようになった。 そのため、文化庁では 2009 年 4 月 28 日付けで「文化財 の防火防犯対策の徹底について」の通知を出すとともに、 重要文化財(建造物、美術工芸品)、重要有形民俗文化 財の所有者等を対象に防火防犯対策の状況調査を実施す るほか¹¹、防火防犯対策を促しているが、まだ充分とは 言えない。

そこで本稿では、文化財を人為的災害(放火や盗難な ど)や獣害から守るための防御システムの仕組みづくり のために、今までの文化財の被害状況を調べるとともに、 寺社の所有者に対するアンケート調査を実施することで、 日本の寺社における防御システムの実態を明らかにした。

2. 文化財の人為的災害及び獣害について

日本の「国宝・重要文化財(建造物)火災事故一覧」 (平成20年3月31日現在)をみると、古社寺保存法の 施行期間中に火災事故で焼失したのは6棟(全部指定解 除)で、国宝保存法の施行期間中の火災事故は258棟 (そのうち焼失した224棟は指定解除された)に至る。

(そのうち焼天した 224 様は指定屛除された) に至る。 しかし、後者は 1945 年の戦災による被害件数 237 棟を除 くと、21 棟のみが火災による焼失(18 棟、全部指定解除) か焼損(3 棟)した件数である。また、戦災により被災 した 237 棟のうち焼失した 206 棟も指定解除された。 1950 年以後の文化財保護法の施行期間中の火災事故は 82 棟で、そのうち指定解除されたのは 15 棟である²⁾。 国宝・重要文化財(建造物)の火災原因のうち、人為 的災害の事例のみをみると、人為的災害による文化財建 造物の被害は、戦災による被害件数が最も多く、237棟 にも至る。次いで、放火による被害件数が26棟(そのう ち、指定解除は8棟)で、火の不始末による被害件数が 12棟(そのうち、指定解除は7棟)である。放火による 被害は火災による被害(戦災を除く)の約24%も占める。

また、平成20(2008)年度の調査によれば、平成10~ 19年の近畿2府4県における文化財建造物およびその敷 地内で発生した火災の原因は、半数以上が放火あるいは 放火の疑いによるものであることが明らかとなっている

近年の放火事例としては、2008年に発生した重要文化財 吉志部神社本殿の焼 失(大阪府)、2009 年に発生した重要文 化財旧住友俣野別邸 の焼失(神奈川県)、 国宝石上神宮摂社出 雲建雄神社拝殿の一



図1 焼失直後の寂光院の本堂³⁾

部焼損(奈良県)などがある。また、2000年に発生した 大原寂光院本堂の火災(京都府、図1)も放火によるも ので、全焼した建造物は未指定であったが、重要文化財 の地蔵菩薩立像(本尊、鎌倉時代)が損傷した。

一方、国宝・重要文化財(美術工芸品)の火災・盗難

等の被害件数(平成12年6月現在、表1)を見ると⁴⁾、 火災による被害件数は78件で、盗難による被害件数は 64件である。特に、盗難被害においては、美術工芸品の うち彫刻と工芸品の被害件数が最も多く、それぞれ 45.3%も占めている。また、文化財保護法施行以前は盗難 より火災の被害件数が多かったが、文化財保護法施行以 後は火災より盗難の被害件数が多い。

								(平成1	2年6月3	睍在)
, I	区分	文化財保護法施行以前			文化財保護法施行以後			計		合計
l	<u></u>)	火災	盗難	小計	火災	盗難	小計	火災	盗難	
絵	画	8	0	8	3	3	6	11	3	14
彫	刻	23	9	32	15	20	35	38	29	67
I	芸 品	15	6	21	3	21	24	18	27	45
書	<u></u> 赴典籍	10	1	11	0	2	2	10	3	13
古	文 書	0	0	0	0	1	1	0	1	1
考	古資料	0	1	1	1	0	1	1	1	2
歴	史資料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	56	17	73	22	47	69	78	64	142



図 2 近年の刑法犯罪と寺社仏閣における侵入窃盗の 認知件数の推移

図 2 は近年の日本全国の刑法犯罪件数と神社仏閣にお ける侵入窃盗件数の推移を示している。総犯罪件数は 年々減少しているが、神社仏閣の境内で発生している件 数は急激な増加をしていることがわかる。

前記した自然災害・人為的災害以外にもアライグマな どによる文化財の被害報告の事例も年々増加傾向にある。 川道美枝子らの調査報告によると⁵⁾、京都市内の主要な 106 社寺を対象(旧京北町地域を除く)に聞き取り調査 や建造物に残された爪痕や手足型などの痕跡を調査した 結果、アライグマが住み込んでいるか、かつて住み込ん でいた可能性のある社寺等で、建造物内に進入したか、 訪問の痕跡があったのは 90 社寺等(84.9%)であり、そ のうち少なくとも8社寺等では繁殖が確認されている。

川道美枝子らは、アライグマ以外にもオオスズメバチ などのスズメバチ類やアオダイショウなどの蛇類、ドバ ト、キッツキ類などの野生動物が文化財建造物などに侵 入し、被害を及ぼしていると報告している⁵⁾。

3. 防火・防犯設備の設置状況に関する実態調査 3.1 アンケート調査の概要

2 章で報告したように、人災・獣害による文化財の被 害は増加しつつあるが、それを事前に察知し防ぐための 防御システムの普及状況についてはあまり調査されてい ないのが現状である。

そこで筆者らは、2012 年度に宗教法人名簿から 1000 箇所の寺社仏閣を抽出し、アンケート用紙を郵送で送付 した。調査の概要については表2にまとめた。

寺社仏閣の基本属性として、文化財の指定区分を建造 物と建造物以外(主として美術工芸品)でそれぞれ回答し てもらった。回答を得た寺社仏閣の結果は図 3 に示す通 りである。建物の文化財指定区分を見ると、国指定が全 体の58.2%で最も多く、府県市町指定が 20.4%、合わせ て 78.6%を占めた。建造物以外の文化財の指定区分にお いては国指定が 53.7%、府県市町指定が 32.2%で、合わせ ると 85.9%の割合を占めた。

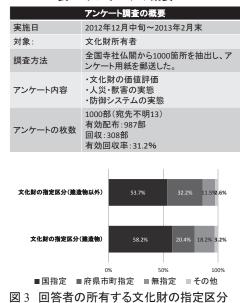


表2 アンケートの概要

文化財の防火・防犯設備のアンケート調査に関しては、 ①通報設備、②予防設備、③消火設備、④水利設備、⑤ 防犯設備、⑥その他、⑦全くなしの7項目に分け、複数 回答してもらった。3.2節から3.8節は防火・防犯設備 の設置状況に関するアンケート調査の結果の報告である。

3.2 通報設備について

通報設備(火災報知機、サイレン警鐘、専用電話など)の設置状況については、全体の82.5%が設置していると回答し、17.5%が設置していないと回答した。

図 4-a は文化財指定区分および建造物とそれ以外(主 として美術工芸品)における通報設備の設置状況を示し たものである。建造物およびそれ以外の文化財も通報設 備の設置件数は高くなっている。また、国指定、府県市 町の指定、無指定、その他の順に設置件数が低くなって いる一方で、国指定の文化財でも設置していないケース も見られる。

3.3 予防設備

予防設備(自動火災通報、電気火災警報器など)の設置の有無については 63.0%で導入していると回答したが、 残りの 37.0%は設置していないと回答した。

図 4-b は文化財区分ごとの予防設備の設置状況を示し たものである。この予防設備の設置有無と文化財指定区 分に関するクロス集計でも、通報設備と同様に建造物お よびそれ以外の文化財における予防設備の設置件数は高 く、国指定、府県市町の指定、無指定、その他の順に設 置件数が低くなっている。しかし、通報設備に比べ、建 造者以外の文化財における予防設備は設置件数が低い。 また、国指定の文化財建造物や美術工芸品であっても予 防設備が設置していないところが 30 箇所以上あることが わかる。

3.4 消火設備

消火設備(消火栓、消火器、放水銃、電力消防ポンプ など)の設置有無については、全体の85.7%は設置していると回答した。

図 4-c は文化財区分別による消火設備の設置状況であ る。消火設備を設置しているグループでは、文化財の指 定レベルが高いほど設置数が多くなっており、通報設備 と同様の傾向を見せる。一方、設置していないグループ では文化財の指定レベルとの相関関係は特に見当たらな い。

3.5 水利設備

水利設備(貯水池、貯水槽、水路など)は全体の 67.5%で設置していると回答した。

図 4-d は文化財区分ごとの水利設備の設置状況を示したものである。設置しているグループでは、文化財の指定レベルが高いほど、設置数が多くなっている。ところが、設置していないグループでは文化財建造物では国指定および指定なしが府県市町指定より設置数が多く、建築物以外の文化財(美術工芸品など)では国指定、府県市町指定、そして指定なしの順で設置数が少なくなる傾向がある。

3.6 防犯設備

防犯設備(防犯カメラ、赤外線センサーなど)は全体の 56.2%は設置していると回答したが、防火(通報・予防・消火・水利)設備の割合と比較すると低い設置率である。

図 4-e に防犯設備の設置有無と文化財指定区分との比較を行った結果を示した。設置しているグループでは、 文化財の指定レベルが高いほど設置数も多くなっていく が、設置していないグループでも同様である。特に、建 造物以外(主に美術工芸品を指す)の防犯設備の設置数 は建造物のそれに比べ、国指定だけでなく府県市町の指 定でも設置数は多い。

一方、国指定文化財があるにも関わらず、防犯設備の 設置がないケースも多いことに注目する必要がある。昨 今の盗難事件などを勘案すると、早急に防犯対策を講じ る必要がある。特に、国宝や重要文化財(美術工芸品) は火災などの災害による被害件数より、盗難による被害 件数が増えているだけでなく、盗難及び違法流通過程に おける損傷なども発生するため、国指定文化財の防犯体 制の構築が急務である。

3.7 その他

3.2 節から 3.6 節までの防火・防犯設備以外に「その 他」の設備を設置していると答えた寺社も全体の 2.9% を占める。「その他」の設備を設置しているグループで は、文化財の指定区分によらず設置数が少ない(図 4f)。「その他」にチェックを入れた回答者は、その具体 例として管理者常駐施設、巡回警備設備、文化財パトロ ール、移動式ポンプなどを挙げている。

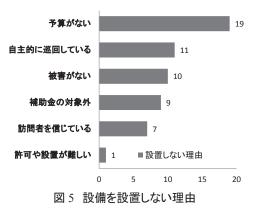
3.8 まったくなし

一方、防火・防犯設備を全く設置していないと回答したのも全体の3.6%を占める。

図 4-g は「まったくなし」にチェックを入れた回答に 対して文化財指定区分別に分析した結果である。これに よると、文化財に指定されているにも関わらず、防火防 犯設備が設置されていない箇所もわずかではあるが存在 している。

設備を設置しない理由についての回答結果を図 5 に示

した。「予算がない」という回答が最も多く、その他に 「自主的巡回している」、「被害がない」、「補助金の 対象外」、「訪問者を信じている」、「許可や設置が難 しい」という回答が得られた。



4. 終わりに

本研究では文化財所有者へのアンケート調査を行い、 文化財の防御(防火防犯)設備の実態を明らかにした。

防火設備においては、通報設備と消火設備の設置数に 比べ、予防設備や水利設備の設置数が少なく、指定文化 財であっても未設置数も多いため、文化財所有者に防火 設備の必要性(重要性)を周知させるとともに、設備の 設置を積極的に促す必要がある。

防犯設備は全体の 56.2%は設置されていたが、防火設 備と比較すると低い設置率となっている。防犯設備の設 置有無と文化財指定区分との比較を行った結果、国指定 文化財であるにも関わらず防犯設備が設置されていない ケースも多く、至急対策を講じる必要がある。また、近 年における文化財の盗難事件やアライグマなどの獣害が 増加していることを勘案すると、文化財を守るためのよ り高度な防犯設備の構築が望まれる。

謝辞:アンケート調査に回答して頂いた多くの社寺仏閣 の所有者の皆様に深甚の意を表します。また、本研究は 文部科学省グローバル COE プログラム「歴史都市を守る 『文化遺産防災学』推進拠点」および住友電気工業(株) による受託研究「文化遺産を対象とした人為災害状況と 防御システムに関する調査研究」の支援によるものであ る。

参考文献

- 村田健一「文化財の防火・防犯・耐震対策」『月刊文 化財』565、第一法規株式会社、2010年10月、pp.34 ~35 参照
- 2) 金玟淑「日本における火災被害の日本の火災被害の文 化財建造物の収拾時における価値判断と保存行態の実 例」『崇礼門火災収拾部材調査報告書』、韓国:国立 文化財研究所、2009 年7月、p.215
- 3) 『甦る悠久の名刹-寂光院本堂復原の記録』、財団法 人建築研究協会、2005 年 6 月、p.4
- 文化庁監修『文化財保護法五十年史』、株式会社ぎょうせい、平成13年3月31日、p.601
- 5) 川道美枝子・川道武男・金田正人・加藤卓也「文化財 等の木造建造物へのアライグマ侵入実態」『京都歴史 災害研究』第11号、2010年3月、pp.31-40

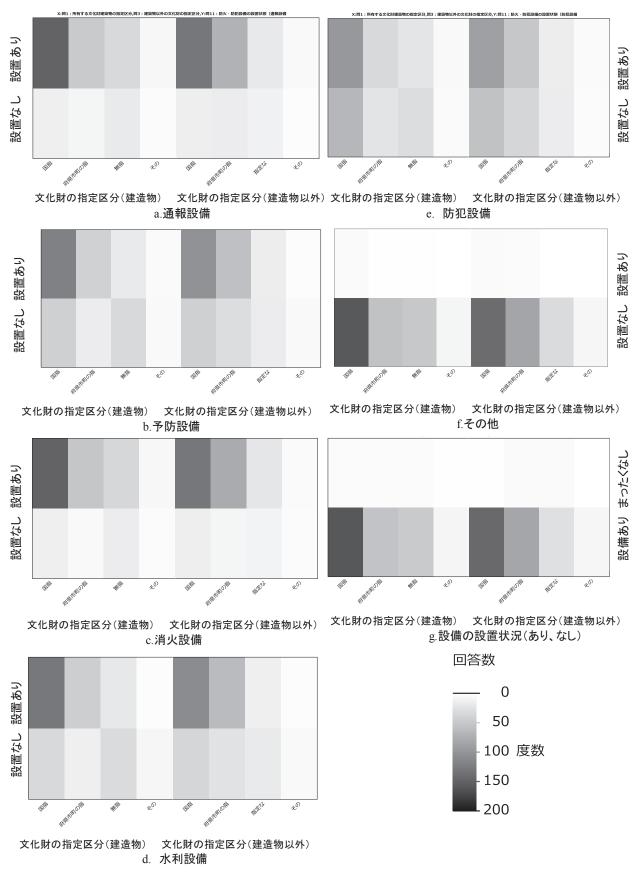


図4 防御設備の設置状況